

「大学通信教育の制度改善についての意向調査」の

集計結果

公益財団法人 私立大学通信教育協会

2025(令和7)年 11 月 18 日

1. 実施日：2025（令和7）年 6 月 13 日（金）
2. 締切日：2025（令和7）年 7 月 25 日（金）
3. 依頼校：80 校
4. 回答校 74 校（44 大学、22 大学院、8 短期大学）

（大学：44 校）

愛知産業大学	大阪芸術大学	大手前大学	岡山理科大学
環太平洋大学	九州医療科学大学	京都芸術大学	京都橘大学
近畿大学	慶應義塾大学	神戸親和大学	サイバー大学
産業能率大学	星槎大学	聖徳大学	創価大学
玉川大学	中央大学	中部学院大学	帝京大学
帝京平成大学	東京経営大学	東京福祉大学	東京未来大学
東北福祉大学	名古屋産業大学	奈良大学	新潟産業大学
日本医療大学	日本ウェルネススポーツ大学	日本女子大学	日本大学
日本福祉大学	人間総合科学大学	姫路大学	佛教大学
法政大学	放送大学	北海道情報大学	武蔵野大学
武蔵野美術大学	明星大学	早稲田大学	ZEN 大学

（大学院：22 校）

桜美林大学	吉備国際大学	九州医療科学大学	京都芸術大学
京都産業大学	星槎大学	聖徳大学	帝京大学
帝京平成大学	東亜大学	東京福祉大学	東北福祉大学
名古屋学院大学	日本大学	日本福祉大学	人間総合科学大学
佛教大学	放送大学	武蔵野大学	明星大学
明治国際医療大学	SBI 大学院大学		

（短期大学：8 校）

愛知産業大学短期大学	鎌倉女子大学短期大学部	近畿大学九州短期大学
近畿大学短期大学部	自由が丘産能短期大学	聖徳大学短期大学部
帝京短期大学	豊岡短期大学	

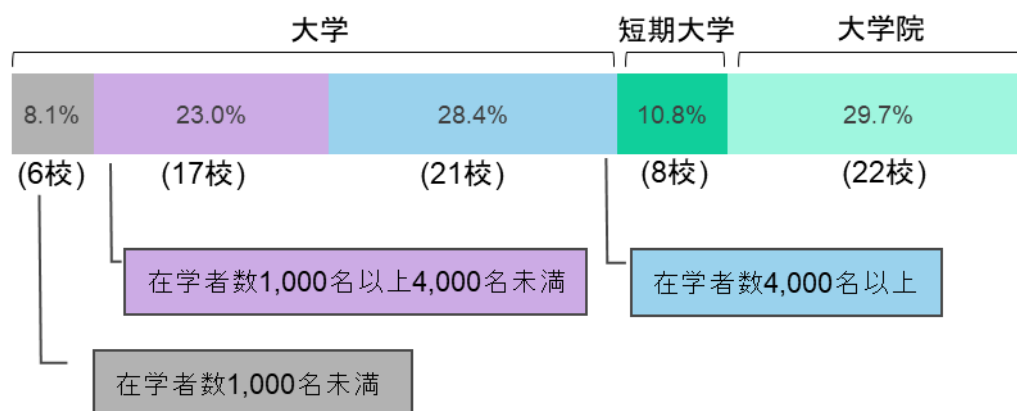
5. 回答率 92.5%

6. アンケート回答校プロフィール

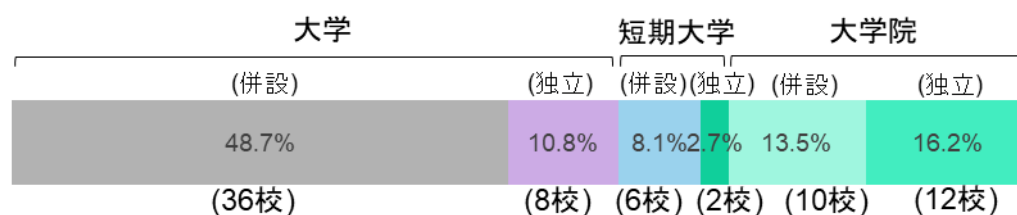
	併設型	独立型
大学（大規模）在籍者数 4,000 名以上	16	5
大学（中規模）在籍者数 1,000 名以上 4,000 名未満	14	3
大学（小規模）在籍者数 1,000 名未満	6	0
大学院	10	12
短期大学	6	2
合計	52	22

7. アンケート回答集計

通信教育課程を有する大学・短期大学・大学院の区分はどれですか。

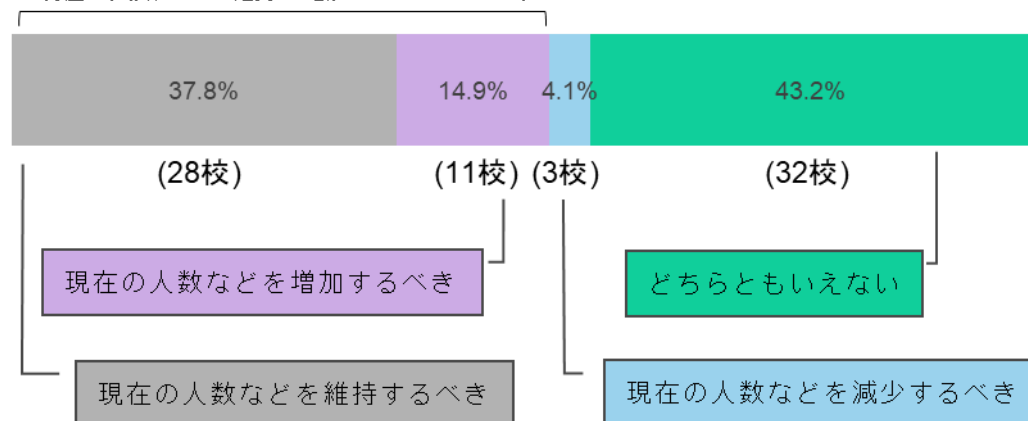


通信教育課程を有する大学・短期大学・大学院は、併せ行う課程ですか、単独型ですか。



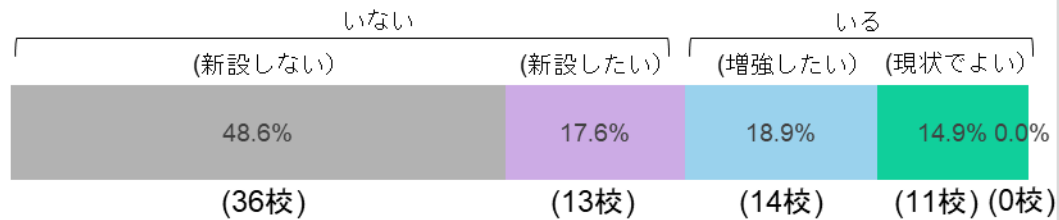
大学通信教育設置基準等の制度改善として、現在の必要な基幹教員数について、次のどの意見に最も近いですか。

現在の人数などを維持・増加するべきである。

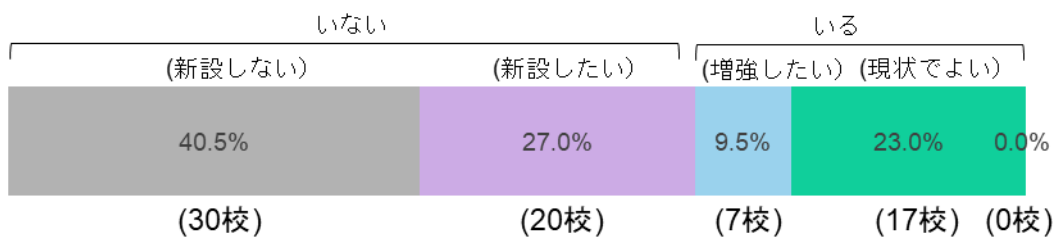


指導補助者や教育支援にあたる様々な担当者について、あなたの大学の通信教育の実際に最も合致するものを、(1)(2)(3)(4)(5)ごとに1つえらんでください。

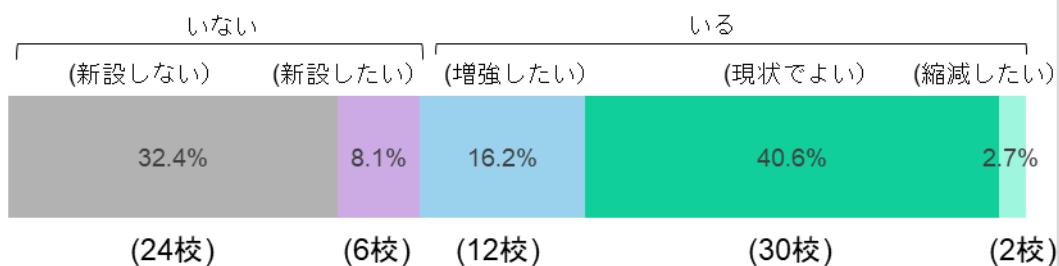
(1) 助手・教務補助員など、教育活動全般を補助する専任や非常勤のスタッフ



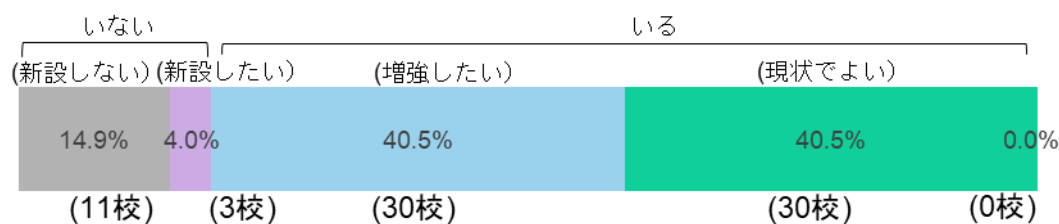
(2) TA・学習アドバイザーなど、授業科目（群）ごとに学生の学習活動や授業を補助する専任や非常勤のスタッフ



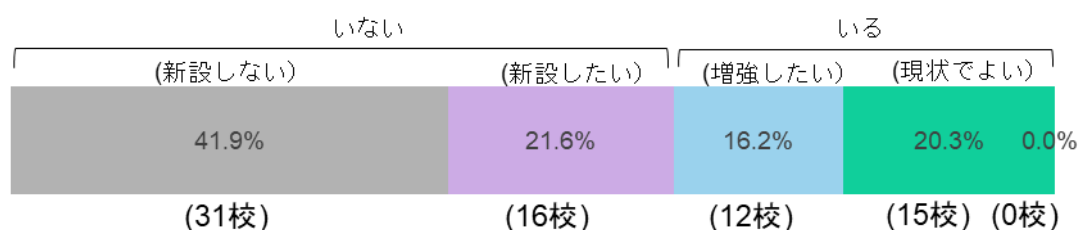
(3) 添削担当非常勤講師など、授業科目（群）ごとに授業担当を複数人で分担する専任や非常勤の教員



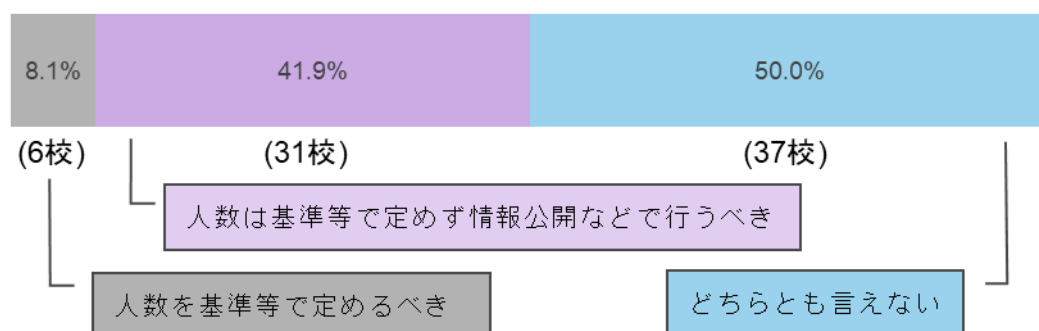
(4)教務担当職員など、履修計画全般や免許・資格等の指導助言に当たる専任や非常勤の事務系の職員



(5)アカデミック・アドバイザーなど、履修計画全般や免許・資格等の指導助言に当たる専任や非常勤の教員



大学設置基準等の制度改善として、指導補助者の人数等を定めることについて、次のどの意見に最も近いですか。



8. 自由記述回答一覧

○大学設置基準等の制度改善として、現在の必要な基幹教員数などについて、意見がありましたら記述してください。

大学大規模（併設型）

●通信教育課程における教育の質を担保するためには、現行の基幹教員数の基準では不十分であると考えます。特に多様な学生層に対応した学修支援や、オンラインコンテンツの開発・運用、学修成果の適切な評価を行うには、教員一人当たりの負担が大きすぎる現状があります。そのため、基幹教員の人数を増加させ、教育内容の設計・運営に主体的に関与できる体制を強化する必要があります。また、教員数の基準だけでなく、教員配置の適正化や、通信教育特有の支援体制（例：チューターや LMS 運営担当者との連携）を制度的に評価する仕組みの導入も併せて検討すべきです。

●現行の「通学課程の基幹教員数+学生 4,000 人につき基幹教員 4 人」となりますが、1,000 名に対し 1 名の基幹教員配置等、細かな人数設定を設けていただくと教員の確保を含め、円滑に配置できるのではないかと考えております。

●基幹教員制度の導入にあたって、専任教員に係る既存の各種制度を改める必要がありました。その結果、教員負担の増大、研究力の低下への影響が出ています。通信教育課程における基幹教員制度の導入も、歓迎すべきものではありません。新領域の研究者を複数大学・学部間で基幹教員化できるというのが本制度の利点でしょうが、効用は限定的で、負荷は遙かに上回ります。

●①併設型の場合、大学設置基準の基幹教員数に対して一定数を増員することとなっているものの、そのうち通信教育課程を担当すべき人数が、法令上は明らかではない。通信教育の質を担保するために基幹教員数を変更するのであれば、増員数と通信教育課程を担当する基幹教員数の両方を明記すべきである。

②上記（１）の回答は、②から「現在の人数」が実質的には不明確であるため、「４．どちらともいえない」とした。そのうえで本学の事情についていえば、通学課程に相当する教育内容を通信教育課程で実施するためには、現状の法令上の基幹教員数では不足しており、兼任教員で補っている実態がある。

③基幹教員の要件を「年間 8 単位以上」で満たそうとする場合、通学と通信の両方で「年間 8 単位以上」（合計 16 単位以上）を担当することは教員負担上、現実的でない。併設型では両課程で原則として相当する教育課程を開設しているのであるから、両課程で合計 8 単位以上の授業を担当していれば基幹教員要件の趣旨である「一定数の授業を担当することで教育課程に影響を及ぼし、かつ責任を持つ」目的を満たしていると考えられる。したがって、「双方の主要授業科目を担当している」もしくは「両課程合計で年間 8 単位以上を担当している」場合は、両課程の基幹教員として認められるべきである。

④本学では通信教育課程ではレポートの出題は基幹教員が行うが、採点は兼任教員や指導補助者が行う、スクーリング 2 単位 15 コマのうちメディア授業 6 コマは基幹教員が担当して年間を通して同じものを使用するが、残り 9 コマ分は対面・メディア授業（同時双方向）のスクーリングは兼任教員が年間に複数回開講するなど、基幹教員要件判定を目的とした場合の単位数の計上方法が不明確な点がある。他の大学も同様のケースがあるようであれば、これらの点を整理していただきたい。

- 現在、大学設置基準に基づいて検討中のため、現時点で特段の意見はありません。
- 現状の運用を維持すべきと考える。
- 大学通信教育が増加している中、質保証の議論が不十分だと思われる。生成 AI 等の利用で合理化できる部分もあるのかもしれないが、安易なテクノロジー依存は大学教育の根幹に影響を与える。教員一人あたりの学生数を減らしながら、きめの細かい教育・学習支援を進めていく必要があると考えられる。

大学大規模（独立型）

- ルールが不明確だと感じている。
- 大学教育の充実という点からは、基幹教員数のみで決められるものではなく、教育補助人材やスタッフ、さらには、どういう仕組み・システムで教育が実践されているかという点が、大変重要となると考えている
- 大学独自の様々な教育支援システムが大学通信教育で多様に展開しており、その形態や種類は様々です。そのため、一律の基準の人数基準などは不要と考えています。
- 単なる数合わせではなく、教員の役割や責任、多様な人材の活用などの観点から、今一度見直しが必要なのではと考えられる。基幹教員の定義が少し曖昧である。

大学中規模（併設型）

- 研究領域により分母が少ない分野の教員は引く手数多となるが、極若手の研究者を自大学で育成しても、より名声のある（又は条件の良い）大学へと移って行く方向にある。今後小規模・中規模大学では教職課程の維持がますます難しくなると考えられる。
- 設置基準は、大学等において通信教育を開設するに必要な最低の基準を示しており、必要に応じて各大学等が最低限の基幹教員数を上回るよう開設している。教育の質及び私立大学の独自性を担保するためにも、現状の基幹教員数が妥当であると考ええる。

大学中規模（独立型）

- 通学制と通信制では、教育の実施方法や学修支援の在り方が根本的に異なります。現行の法令は、両者を併せ行う場合に相当数の基幹教員の兼務を許容する規定となっていますが、この現状は、通信制教育の独自の特性や、学生が求めるきめ細やかな学修支援への対応を困難にしています。通信制教育がその特性に応じた独立した質保証を確立するためには、通学制とは異なる視点から、学生数の規模に応じた適切な基準に基づき、兼務の場合はフルタイム換算した基幹教員数を配置することが強く望まれます。なお、令和 4 年 10 月改正の大学設置基準では、基幹教員の要件は「一の大学でフルタイム雇用されている者（事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者（当該フルタイム労働者と 1 週間の所定労働時間が同じ有期雇用労働者を含む。））であって、月額報酬 20 万円以上かつ当該大学以外の業務の従事日数が週 3 日未満であること等を満たす者」と想定されています。また、兼務の場合には「四分の一を超えないものとする」という規定もあります。これらの基準との整合性を考慮しつつ、両者の実情に即した公平な制度改善を進める必要があると考えられます。

大学小規模（併設型）

- 通学課程や他学科との教員の兼務が柔軟にできるようにしてほしい

大学院（併設型）

- 現在、大学設置基準等に基づいて検討中のため、現時点で特段の意見はありません。
- 設置基準は、大学等において通信教育を開設するに必要な最低の基準を示しており、必要

に応じて各大学等が最低限の基幹教員数を上回るよう開設している。教育の質及び私立大学の独自性を担保するためにも、現状の基幹教員数が妥当であるとする。

大学院（独立型）

- 学士課程同様、通信制大学院独自の定数基準が必要と感じる。

短期大学（併設型・独立型）

意見なし

○指導補助者の業務のあり方などについて、学生や指導補助者など当事者から聴いている要望や意見などがありましたら記述してください。

大学大規模（併設型）

● 通信教育課程の学生からは、学生アンケート等を通じ「学修の進め方がわからないときに、気軽に相談できる人がほしい」といった声が多く聞かれます。特に高校を卒業して入学してきた 1 年次入学の方や比較的年齢層の高い社会人学生にとっては、通信教育で学修を行うことに對し不安が強く、指導補助者による学修サポートが学修継続の鍵となっていると考えます。一方、指導補助者側からは、「LMS やシステム対応に時間を取られるが、それが本来の学修支援と評価されにくい」「教員との役割分担が不明確で、対応に迷う」といった意見が出ています。

● 本学では指導補助者の設置をしていないため、当事者からの聞き取り内容はありません。

● 本学通信教育においては、令和 4 年度に改正された大学設置基準における指導補助者については対応していない。

● 学生の多様性にどう応えていくか、とくに研究指導など高度な指導・助言の場面で、指導補助者が教員とどう連携を取るかなどは、継続的な課題である。学習者側は、生成 AI 等でもある程度のヒントを得ることができるようになっていく一方で、これまで以上にいわゆる情報格差・能力格差が広がる懸念もある。

大学大規模（独立型）

● 近年、若年層や障害を持つ学生の入学が増えており、学習指導の頻度や範囲が増えつつあります。また、原則オンラインで指導する点から、学生とのコミュニケーションにおいて通学課程に比べて負担を感じる場合があります。

大学中規模（併設型）

● 学生側からは、「質問対応」や「履修登録支援」など、学修支援において、個別に寄り添ったサポートを求める声が多く見受けられる。特に、若年層にとっては孤立感の解消、社会人や高齢の学生にとっては、ICT リテラシーの差は慢性的な課題となっており、指導補助者による定期的なコミュニケーションや学修相談が重要となる。指導補助者側からは、業務の明確化と研修機会の充実などを求める意見がある。学生の多様な背景に対応するため、教育支援のスキルや ICT 活用能力の向上が必要とされており、大学側への公的な財政支援等による継続的な支援体制の構築・維持が望まれる。

大学中規模（独立型）

● 学生からは、指導補助者の業務やあり方について、「迅速・丁寧・正確」の 3 点が特に要

望されます。指導補助者は、これらの要望に応えるため、定期的な研修を通じて専門性を高めるとともにノウハウを共有し、学生の受講状況を継続的にモニタリングしながら、きめ細やかな伴走支援を提供することが期待されます。

大学小規模（併設型）

意見なし

大学院（併設型）

●本学では指導補助者の設置をしていないため、当事者からの聞き取り内容はありません。

大学院（独立型）

意見なし

短期大学（併設型・独立型）

意見なし

○指導補助者などについて、大学設置基準等の制度改善として、ご意見がありましたら記述してください。

大学大規模（併設型）

●指導補助者の定義が明確でないので、任用基準を定めた助手（臨時助手）、教務補助員（臨時教務補助員）、副手、TA など明記することが望ましい。

●通信教育課程においては、対面による指導機会に限られるため、学修の継続や質の保証を行うにあたり、指導補助者の存在が大切であると考えます。しかし、現行の大学設置基準等では、指導補助者の役割や必要配置数、専門性に関する明確な定義等が十分に整備されていないため、今後、①指導補助者を、単なる教員の補助的存在ではなく、学修支援における専門的役割を担う人材として位置づけることや、②教員との役割分担を制度的に整理し、補助者に業務が過度に集中しないような工夫が必要になると考えます。

●通信制大学においては、授業提供の方法がメディア授業・レポート指導・スクーリングなど多岐にわたっていること、また各大学が建学の理念や教育資源に応じた独自の運用を行っている現状があります。

したがって、指導補助者の配置や役割についても、通学制大学と同様の一律の基準を適用するのではなく、通信教育の多様性と柔軟性を尊重した制度設計を求めます。

●各大学の体制を整備するため、業務内容の要件について検討が必要と思われます。

●現状の運用を維持すべきと考える。

●入試を実施していないため多様な学生がおり、対象とする層が幅広く授業の構築が難しいが、授業料との収支もあるため単純な基準設定は希望しない。

●各大学のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーにおいて定められる方針であり、一般論は難しいが、指導補助者に対する研修制度（大学におけるファカルティ・ディベロップメント）の実施、また、将来的に大学教員を目指している層も多いと思われることから必要に応じて研究環境を提供するなどの制度化を図っていただくと、大学全体の研究・教育の質的な向上につながると思われる。

大学大規模（独立型）

●課題が明確でないと感じている。

●基幹教員数と同じく、大学独自の様々な教育支援システムが大学通信教育で多様に展開

しており、その形態や種類は様々です。そのため、一律の基準の人数基準などは不要と考えています。

大学中規模（併設型）

●必要のない配置は大方の大学では行わないと思われる（結果として教員に負担が掛かっても）。制度として各学部（又は学科）の定員に合わせて配置数が示されたら置かざるを得なくなる。

●現行制度では、指導補助者の配置基準や業務内容が曖昧であり、大学ごとの裁量に委ねられている部分が多い。通信教育課程においては、学生の学修支援における指導補助者の役割が非常に重要であるため、教育の質保証と学生支援充実の観点から、今後、以下のような制度改善が求められるのではないかと考える。

- ・学生数に応じた配置数など、指導補助者の配置に関する最低基準の明確化
- ・指導補助者の業務内容の標準化と職務マニュアルの整備
- ・FD/SD 活動への参加の義務化と研修プログラムの制度化
- ・障がい学生支援やキャリア支援など、専門性を要する分野への対応体制の強化

●A I を利用した指導を検討しているため、指導補助者の人数を定めずに柔軟な対応ができるようにしていただきたい。

●指導補助者は、科目等の特性により必要性は考えられるが、制度として人数等を定めることは不要と考える。各大学等において判断できるよう「大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業について定める件（平成十三年三月三十日文部科学省告示第五十一号）」にて示された「当該授業を行う教員若しくは指導補助者」に準ずる記載が望ましいのではないかと考える。

大学中規模（独立型）

●最も重要な点は、指導補助者を指導する基幹教員数の基準を明確に設け、適切に配置することです。この基幹教員体制が確立された上で、指導補助者の配置については、学生数の規模に応じて適切な人数を確保しつつも、その具体的な人数を大学設置基準等で一律に定めるべきではないと考えます。むしろ、各大学が科目の指導方法や履修者数に応じて最適な人数を柔軟に調整できるようにし、その「指導の適切さ」については、授業評価アンケート等の結果として情報公表を行うことで、質保証を図ることが妥当であると思料します。

大学小規模（併設型）

●大学の規模として設置することが困難な場合もあるの柔軟性を持たせてほしい。

大学院（併設型）

●各大学の体制を整備するため、業務内容の要件について検討が必要と思われます。

●指導補助者は、科目等の特性により必要性は考えられるが、制度として人数等を定めることは不要と考える。各大学等において判断できるよう「大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業について定める件（平成十三年三月三十日文部科学省告示第五十一号）」にて示された「当該授業を行う教員若しくは指導補助者」に準ずる記載が望ましいのではないかと考える。

大学院（独立型）

●規則で縛るよりも柔軟に対応してほしい。

短期大学（併設型・独立型）

意見なし

○最後に上記の設問等のほかに、今後の大学通信教育の制度改善などについて、ご意見がありましたら記載して下さい。

大学大規模（併設型）

●日本学生支援機構による奨学金の拡充。

●大学通信教育設置基準第6条第2項の「卒業の要件」では、卒業に必要な124単位のうち、30単位以上を面接授業またはメディア授業によって修得することが求められています。しかし現在では、124単位すべてをメディア授業により修得することが可能となっており、大学としては「印刷教材による授業」「面接授業」「メディア授業」「放送授業」を柔軟に組み合わせて提供できる方が、教育運営上もより効率的かつ実践的であると考えられます。したがって、卒業要件として「30単位以上を面接授業またはメディア授業により修得する必要がある」と定めた部分については、現状に即した制度とするためにも、削除した方が良いと考えます。

●大学通信教育設置基準で、「卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。」となっておりますが、リカレント教育による社会人の受講者に合わせると、“面接授業またはメディア”での必要単位数の条件はなくてもよろしいかと思われます。

●通信制大学は、社会人や生涯学習者への教育機会の提供、地域的格差の是正、そして学び直しの支援といった重要な社会的役割を担っています。しかしながら、通学制大学と同一の設置・運営基準を適用し続けることは、通信教育の特性を踏まえた柔軟な運営を阻害し、今後の発展を妨げる可能性があります。

今後の制度見直しにあたっては、「質の保証」と「柔軟性」の両立を基本理念とし、通信制大学の実態に即した評価軸および支援制度を新たに構築することが不可欠です。

従来の通学制基準を単純に準用するのではなく、通信教育の特性に即した独自の制度設計が求められます。

●近年、通信制高校等を卒業した若年層の入学者が増えています。通学課程と同様、通信教育課程でも学生は卒業後、実社会で活躍することになります。そのため、在学時のメンタルヘルス、キャリア支援にも力を入れるとともに、対面授業を通じた人間関係の構築も重視し、取り組みを進めています。恐らく、そうした側面に着眼した制度改善と財政支援が必要になるかと思います。

●本学では指導補助者が少なく、兼任教員がその役割を兼ねていることが多いため、特に意見はない

●中央教育審議会答申『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～』（令和7年2月21日）26～27頁において、「エ.通信教育課程の質の向上」の＜具体的方策＞として、「○時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し」が提言されている。その中で、学生の多様な属性等に対応したきめ細かな教育支援体制の構築促進が挙げられています。各校の開設学部学科に応じた、学習環境の充実化へ向けた取り組みが進みやすくなるように、開設大学における実績事例情報の共有が多数あるとよいと思われます。

●・「面接」授業という名称について、コロナ禍以降に「対面」「遠隔」という名称が一般的に使用されているため、面接という授業形態の名称は現状に合っていないとおもわれる。

・社会人の学び直しによる入学者が増加している。卒業によらないカリキュラムや学科併設でないオリジナリティのあるカリキュラムが必要である。

・社会人の入学増により、学習成果の測定について通学と同様のアセスメントは難しい。

●大学通信教育は、多様な学生の受け皿となるべきである一方、高校等を全て通信教育で終え、かつ大学教育も通信教育のみで卒業する学生についての現状把握や今後の課題についての議論が不足しているように思われる。すぐに制度的な制約をすべきだとは考えないが、通学可能な学生を、敢えて通信に囲い込むことによって生じる課題について、幅広い議論を期待したい。

大学大規模（独立型）

●近年、若年層が増えており、今まで以上にきめ細かな対応が求められている。特性や目的なども異なるため、学生支援体制の強化・対策が必要だと感じています。

●通信制大学のみを設置する大学であっても、経常費補助金の「学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合」や「学部等ごとの専任教員等の数に対する在学生数による増減」で無条件にマイナス 16% になってしまう点については 3 見直しを検討いただきたい。

大学中規模（併設型）

●通信制高等学校がますます人気を博しているが、それらを卒業して入学してくる学生の要望はおおよそ本来の大学教育とはかけ離れている。今一度「質の保証」を大学全体で打ち出すことが必要ではないでしょうか。

●①遠隔授業や在宅試験の普及に伴い、ICT 環境の整備と学生への支援体制の強化。特に高齢学生や障がい学生への配慮が必要。

②学修成果の可視化と質保証において、ルーブリックやポートフォリオの活用による学修成果の評価と教育課程の継続的改善を制度的・財政的に支援する仕組みづくり。

③年齢・職業・学歴が多様な通信課程の学生に対して、個別最適化された支援（履修相談、キャリア支援、メンタルヘルス支援など）を制度化する取り組み。

●設置基準においては、これまで同様に教育の質担保を目的に最低限の基準を定め、この基準の上に各大学等において独自性を打ち出すことが私立大学の使命であると考え。独自性とは、社会の進展に伴い常に変化し続けるニーズキャッチを行い、教育体系の自由競争を行うことで進化するものであろう。

大学中規模（独立型）

●通信教育課程は、セメスター制のため 1 年次だけど令和 6 年度後期入学者の場合もある。基本調査で数字を入力すると該当年度の 1 年次入学者数しか入力できないため、エラーとなり入力ができない。実質的な数と違う数字を入力することになる。

●通学制と通信制は、学習形態や学生層、提供される教育内容の特性が異なるため、通学制とは独立して、大学通信教育に適応した大学設置認可および認証評価の基準が必要と考えられます。通信教育独自の教育方法、学修成果の測定方法、学生サポート体制などを適切に評価できる枠組みを確立することで、通信教育の質の向上と社会的な信頼性の確保につながります。その結果として、通信教育が持つ独自の価値と可能性を最大限に引き出すことができると考えます。

大学小規模（併設型）

意見なし

大学院（併設型）

●中央教育審議会答申『知の総和』厚情の未来像～高等教育システムの再構築～』（令和 7 年回答を入力2月21日）26～27 頁において、「エ.通信教育課程の質の向上」の＜具体的方策＞として、「○時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し」が提言されている。その中で、学生の多様な属性等に対応したきめ細かな教育支援体制の構築促進が挙げられております。各行の開設学部学科に応じた、学習環境の充実化へ向けた取り組みが進みやすくなるように、開設大学における実績事例情報の共有が多数あるとよいと思われます。

●通信制大学は、社会人や生涯学習者への教育機会の提供、地域的格差の是正、そして学び直しの支援といった重要な社会的役割を担っています。しかしながら、通学制大学と同一の設置・運営基準を適用し続けることは、通信教育の特性を踏まえた柔軟な運営を阻害し、今後の発展を妨げる可能性があります。

今後の制度見直しにあたっては、「質の保証」と「柔軟性」の両立を基本理念とし、通信制大学の実態に即した評価軸および支援制度を新たに構築することが不可欠です。従来の通学制基準を単純に準用するのではなく、通信教育の特性に即した独自の制度設計が求められます。

●設置基準においては、これまで同様に教育の質担保を目的に最低限の基準を定め、この基準の上に各大学等において独自性を打ち出すことが私立大学の使命であるとする。独自性とは、社会の進展に伴い常に変化し続けるニーズキャッチを行い、教育体系の自由競争を行うことで進化するものであろう。

大学院（独立型）

●予算がなければ TA は雇えない現実に向かい合うことも必要だろう

●大学院通信制課程の教育・研究の実態に即した大学院の制度改革を期待します。

●大学院においても規模もそれぞれですのでその大学院の規模に応じた施策を行なって欲しい。

短期大学（併設型・独立型）

意見なし

以上